

# 兵庫県公報

令和2年3月23日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（大学課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（規則第7号）

地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人は、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物等であって、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができることとされたことに伴い、当該貸付けの認可の申請に係る手続について必要な事項を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第7号

#### 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営等に関する規則（平成25年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（土地等の貸付けの認可の申請）

第21条 大学法人は、法第79条の5の規定による土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下この条において「土地等」という。）の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 大学法人が貸し付ける土地等の所在地
- (2) 当該貸付けの方法及び期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに関する規程
- (2) 土地等の配置及び規模を示す図面
- (3) 当該貸付けに係る契約の契約書案
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。